相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区大宮通下長者町上る藤五郎町六〇六番地、最後の住所京都市西京区上桂大野町六番地一一　被相続人　亡　林　晃司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

京都市西京区川島有栖川町七番地三　ＫＯＥＩビル三階　弁護士法人古川・片田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古川　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市田井町三四七番地、最後の住所大阪府寝屋川市木屋元町一三番五号　被相続人　亡　酒井佐葉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

大阪市中央区道修町二丁目一番一〇号Ｔ・Ｍ・Ｂ道修町ビル七階

相続財産管理人　弁護士　橋森　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市上松町三五八番地二四、最後の住所大阪府岸和田市上松町三五八番地の二四　被相続人　亡　髙塚　耕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

大阪府岸和田市宮本町二七番一号泉州ビル三〇三号室

相続財産管理人　弁護士　岡本　宏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市並松町二三七番地、最後の住所大阪府貝塚市永吉一三番地　被相続人　亡　川上チヱ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

堺市堺区一条通一一番二五号ライズＯＴＭビル五階五〇一号

相続財産管理人　弁護士　山本健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市小林二丁目八番、最後の住所兵庫県宝塚市末成町一三番三四号　被相続人　亡　難波　正継

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

兵庫県伊丹市南本町二丁目四番六号コパコンスビル二階

相続財産管理人　朝本　行夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市塚口本町三丁目六番、最後の住所兵庫県尼崎市塚口本町三丁目六番三号　被相続人　亡　西島　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一ローポ潮江一一一号

相続財産管理人　弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県たつの市新宮町井野原一三一一番地二、最後の住所兵庫県たつの市新宮町井野原三三〇番地七　被相続人　亡　横田　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

兵庫県姫路市北条梅原町二七一番地ヤスナビル六階Ａ号室

相続財産管理人　弁護士　大岩　和紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

兵庫県尼崎市塚口本町三丁目六番三号

相続財産管理人　司法書士　政広　雄造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市塚口本町三丁目六番、最後の住所兵庫県尼崎市塚口本町三丁目六番三号　被相続人　亡　西島　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一ローポ潮江一一一号

相続財産管理人　弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県たつの市新宮町井野原一三一一番地二、最後の住所兵庫県たつの市新宮町井野原三三〇番地七　被相続人　亡　横田　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

兵庫県姫路市北条梅原町二七一番地ヤスナビル六階Ａ号室

相続財産管理人　弁護士　大岩　和紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

岡山県津山市山北六九六番地二

相続財産管理人　司法書士　政広　雄造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市片山三〇一番地、最後の住所愛媛県今治市以下不詳　被相続人　亡　玉井タツヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

愛媛県今治市旭町三丁目二番一三号今治東京海上日動ビル三階弁護士法人東町法律事務所　相続財産管理人　村尾　卓哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市東町四三四三番地、最後の住所宮崎県都城市若葉町四六号三番地　被相続人　亡　丸野　勝光

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年９月６日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東西エステート株式会社　②東京都知事(8)52268　③代表取締役　白石孝生　④東京都中央区京橋二丁目４番12号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区京橋二丁目４番12号　東西エステート株式会社　代表取締役　白石孝生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

宮崎県都城市早鈴町一五〇六番地一　都城あやめ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹内　大樹

任意清算公告

当法人は、平成二十九年八月二十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月六日

新潟県長岡市南町二丁目四番一〇号　マンション南一〇七　かしわ税理士法人

社員　鈴木　和彦

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金（旧株式会社日本航空ジャパンの一般職員用）は、平成二十八年十二月十二日付にて支払い終了となりましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十九年九月六日

東京都品川区東品川二丁目四番一一号　日本航空株式会社

確定給付企業年金　清算人　福家　智